

<<太陽の丘>>

P T Aハンドブック

2016, 1

保存版

校 章



昭和 54 年 8 月 1 日制定

校章には、「吉」を図案化し、太陽の丘に集うこどもたちが、
大空高く飛翔する若鷹のように、大きく、力強く育ち
巣立って行ってほしいという願いがこめられています。

仙台市立吉成小学校 P T A

〒989-3205 仙台市青葉区吉成一丁目 12 番 2 号

TEL (022) 279-1713

FAX (022) 278-5236

URL [http:// www.sendai-c.ed.jp/~yosinari-el/index.yosi/indexA.htm](http://www.sendai-c.ed.jp/~yosinari-el/index.yosi/indexA.htm)

P T Aの歩みとその目的

P T A発祥の地はアメリカです。今から約百年前、1896年にアリス・バーニー夫人の呼びかけで「アメリカ母の会」として生まれました。その後「父母と教師の会」としてP T Aが確立されたのは、1942年のことです。

Pはペアレンツ (parents・・・父母)

Tはティーチャーズ (teachers・・・教師)

Aはアソシエーション (association・・・会)

の略で、「父母と教師の会」という意味です。日本では、戦後1947年、アメリカの第一次教育使節団のすすめにより導入され、全員が加入する形で全国的に一斉につくられました。その本来の目的は、父母と教師が協力して、学校、家庭、そして社会における子供たちの幸せを増進する活動を行うことにあります。

吉成小学校では開校の年、昭和54年5月31日に発足し、現在に至っています。その基本方針を、

- ◇ 保護者と教師が手を取り合い助け合って、心身ともに健やかな子供たちを育成する
- ◇ 会員一人一人が互いに磨き合って、人となりを高める

ことにおいています。

市P協（仙台市小中学校P T A協議会）とは

仙台市立小学校・中学校（宮教大付属も含む）の全P T Aで構成される組織で、現在190校あります。（平成27年度現在）

これを行政区ごとに区分し、それぞれを区P連とよんでいます。吉成小学校はその青葉区P連（49校で構成）に所属しています。

各学校単位のP T Aを「単P（吉成小学校P T A）」、区単位のP T Aを「区P連」と呼んでいるのはこの構成上からのことです。

区P連の主な活動としては、区研究大会、健全育成研修会、広報研修会、スポーツ親睦大会などがあり、それぞれの地区に対応した内容で実施しています。

市P協の主な活動としては、全市Pの連絡調整に当たり、各種研修会の主催をはじめ、夏季休業中の学校プール開放事業、P T Aフェスティバルなど、文化面、厚生面、多岐にわたって単P、区P連を支援しています。

従って、この会が活動を推進していくためには、運営費が必要です。そこで市P協会費として単Pごとに児童生徒数に応じて（毎年5月1日現在）負担金を納め、この会費で市P協が運営されています。

仙台市立吉成小学校 P T A 会則

名称及び事務局

第1条 この会は仙台市立吉成小学校 P T A といい、事務局を同校に置く。

目的

第2条 この会は、会員相互の教養を高め、保護者と教師が協力して家庭と学校と社会とにおける子供の健全育成を目的とする。

活動

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1 学校及び家庭における教育の理解とその振興をはかる。
- 2 教育環境の整備をはかる。
- 3 教育振興に関する調査研究ならびに情報交換を行う。
- 4 児童の保護及び学習の奨学援助を行う。
- 5 児童及び青少年の校外における補導ならびに地域住民の啓発^{はか}を諮る。
- 6 会員相互の教養研鑽^{けんさん}と親睦をはかる。
- 7 その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 特定の政党や宗教に偏らず、また営利を目的とするような行為はしない。
- 2 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

組織、会員

第5条

- 1 この会は、保護者と教師によって組織する。
- 2 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 3 この会の会員は、会費を納める。会費の額は総会において定める。

ただし、特定の事情ある者については、運営委員会に諮^{はか}って減免することができる。

役員

第6条 この会の役員は、原則として次の通りである。

- 1 会長 1名
副会長 3名
事務長 1名
事務次長 1名
庶務 2名
会計 2名
- 2 役員は、各常置委員会及び推薦委員会の委員長を兼ねることはできない。
- 3 役員は、会計監査を兼ねることはできない。
- 4 役員は、総会において選出する。ただし、教師側役員については校長に一任する。
- 5 役員の任期は一年とし、再任を妨げない。
- 6 その他必要事項は、細則によって定める。

役員職務

第7条 この会の役員職務は、次の通りである。

- 1 会長は、会務を統括し、この会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務長は、この会の職務、会計を統括するとともに、財政管理を行う。
- 4 事務次長は、事務長を補佐し、事務長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 庶務は、この会の庶務を行う。
- 6 会計は、会計を掌^{つかさど}り、決算と予算の立案に参画するとともに報告を行う。
- 7 その他必要事項は、細則によって定める。

顧問、参与

- 第 8 条
- 1 この会に、顧問、参与を若干おくことができる。
 - 2 顧問及び参与は、総会に諮^{はか}って会長がこれを委嘱^{いしよく}する。
 - 3 顧問及び参与は、役員会に出席して意見を述べることができる。

会議

- 第 9 条 この会は次の会議を開催する。
- 1 総会
 - 2 役員会
 - 3 運営委員会
 - 4 常置委員会
 - 5 会計監査会
 - 6 推薦委員会
 - 7 選挙管理委員会

会議開催の招集権限

- 第 10 条 総会、役員会及び運営委員会は会長が招集する。
- 第 11 条 常置委員会、推薦委員会は委員長が招集し、選挙管理委員会は必要に応じて総会の議長が招集する。
- 第 12 条 会計監査会は別に定める。

総会

- 第 13 条
- 1 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
 - 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 - 3 定期総会は年一回開催し、会計の予算決算、新役員の選出、活動計画及び報告の審議決定を行う。
 - 4 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、また会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき開催する。
 - 5 総会の成立は、全会員の 3 分の 1 以上の出席（委任状を含む）を必要とし、議事は出席者の過半数の同意で決める。
 - 6 総会の議長および議事録署名員 2 名は、総会に出席した会員の中から選出する。

役員会

- 第 14 条
- 1 役員会は、会長、副会長、事務長、事務次長、庶務、会計をもって構成する。
 - 2 役員会は、運営委員会に提出する報告及び議案を整理する。

運営委員会

- 第 15 条
- 1 運営委員会は、役員及び、各学年委員会と各専門部委員会の正副委員長をもって構成する。
 - 2 運営委員会は、この会の運営に関する議案を審議し、会務の執行にあたりとともに、会計監査会、推薦委員会、選挙管理委員会の権限外の事項を処理する。また、総会に提出する報告および議案の整理、常置委員会の連絡調整にあたる。
 - 3 臨時の運営委員会は、構成員の 4 分の 1 以上の要求があったときに開催することができる。
 - 4 運営委員会の成立は、委員の現在数の 3 分の 1 以上の出席を必要とし、議事は出席者の過半数で決める。

常置委員会

- 第 16 条
- 1 この会の運営について調査、研究、立案するために常置委員会を置く。
 - 2 常置委員会について必要な事項は細則で定める。

会計監査会

- 第 17 条
- 1 この会の経理を監査するために会計監事 2 名をおく。
 - 2 会計監事は総会において選出する。
 - 3 会計監事の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
 - 4 会計監事は、年 2 回この会の経理状況を監査し、定期総会に報告する。

推薦委員会

- 第18条
- 1 役員及び会計監事を推薦するために推薦委員会をおく。
 - 2 推薦委員会の委員の数と選出の方法及びその他の必要事項は細則で定める。
 - 3 推薦委員は、その任務を終了したときに解任される。

選挙管理委員会

- 第19条
- 1 役員及び会計監事の選出のとき、必要が生じた場合は選挙管理委員会を置くことができる。
 - 2 選挙管理委員会は、その任務を終了したときに解任される。
 - 3 その他必要事項は、細則により定める。

経費

- 第20条
- 1 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
特別な活動について必要とする経費は、特別会計とし、特別会費等によって充てるものとする。
 - 2 この会の経理は、すべて総会において決議された予算に基づいて行われる。
ただし、必要やむを得ない場合は、運営委員会の承認を得た追加予算または補正予算に基づいて行うことができる。
 - 3 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
 - 4 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

細則規程

- 第21条
- 1 この会の運営に関し、必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
 - 2 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

会則改正

- 第22条
- この会則は、総会において、出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、総会を開催する日の少なくとも7日以前に全会員に知らせなければならない。

会則施行

- 第23条
- この会則は、昭和54年5月31日より施行する。

昭和62年4月26日一部改正する。

平成 3年4月20日一部改正する。

平成 6年4月23日一部改正する。

平成12年3月 4日一部改正する。

平成16年2月12日名称を仙台市立吉成小学校PTAと改正する。

平成20年3月 4日一部改正する。

平成22年2月 4日一部改正する。

平成26年3月 6日一部改正する。

仙台市立吉成小学校 P T A 細則

役員

- 第1条 本会の役員の構成を原則として次のとおりとする。
- 1 会長 (保護者会員1名)
 - 2 副会長 (保護者会員2名、教師会員1名)
 - 3 事務長 (保護者会員1名)
 - 4 事務次長 (教師会員1名)
 - 5 庶務 (保護者会員2名)
 - 6 会計 (保護者会員1名、教師会員1名)
- 第2条 会長が事故あるときは、副会長の互選により代行者を決める。
- 第3条 会長が欠けたときは、副会長が昇格する。ただし昇格する副会長の決定及び副会長の欠員、その他役員、会計監事の欠員補充は運営委員会で行い、任期はいずれも前任者の残任期間とする。

推薦委員会

- 第4条 推薦委員会は以下のとおりとする。
- 1 各学年（6学年）、教師の中からそれぞれ1名と、その年限りで退会する本部役員から1名、計8名で構成し、互選により正副委員長を選出する。
なお、退会する本部役員がいない場合は、会長が顧問の中から1名推薦する。
 - 2 推薦委員は、選挙管理委員になることができない。
 - 3 推薦委員は、本部役員及び会計監事の職務内容の理解に努め、候補者の選考にあたる。
 - 4 推薦委員会は定数と同数の役員及び会計監事の候補者を選考決定し、総会においてその氏名、所属地区、性別、本会における経歴及び推薦理由を明らかにする。
 - 5 候補者の推薦にあたっては、いずれの場合においても氏名発表前に被推薦者の同意を得なければならない。

選挙管理委員会

- 第5条 選挙管理委員会は以下のとおりとする。
- 1 選挙管理委員会は、総会における役員及び会計監事の選出に異議が生じ、選挙が必要になった場合、これらの事務を処理する。
 - 2 選挙管理委員会は、専門部委員会の各委員長で構成する。ただし推薦委員会委員及び被推薦人が構成員となることはできない。
 - 3 選挙管理委員長は、構成員の互選により選出する。

常置委員会

- 第6条 常置委員会は、次のとおり委員会をおく。
- 1 学年委員会
クラス数×2名以上選出される保護者と、教師1名とで構成し次の委員会をおく。
 - 1) 1学年学年委員会
 - 2) 2学年学年委員会
 - 3) 3学年学年委員会
 - 4) 4学年学年委員会
 - 5) 5学年学年委員会
 - 6) 6学年学年委員会

2 専門部委員会

広報委員会、企画委員会は、各学年より選出された保護者各1名と教師1名とで構成し、健全育成委員会は、各地区選出の保護者各2名と教師1名とで構成する。

- 1) 広報委員会 (学年)
- 2) 企画委員会 (学年)
- 3) 健全育成委員会 (地区)

地区は次の7区とする。

- ① 中央吉成地区
- ② 吉成台地区
- ③ 国見ヶ丘一丁目地区
- ④ 国見ヶ丘二丁目地区
- ⑤ 国見ヶ丘三丁目地区
- ⑥ 国見ヶ丘四丁目地区
- ⑦ 国見ヶ丘五丁目地区

- 第7条
- 1 各常置委員会の正副委員長は、それぞれ所属委員の互選によって選出する。
 - 2 学年委員長は、学年委員会を招集することができる。
 - 3 任期は1年とする。

第8条 常置委員会は、次の活動を行う。

- 1 学年委員会
 - ① より良い学年・学級作りに努める。
 - ② 学級及び学年会員の親睦をはかる。
- 2 専門部委員会
 - 1) 広報委員会
 - ① P T Aの活動を機関紙の発行等により、会員及び地域社会への情報伝達に努める。
 - ② 会員相互の親睦をはかり、機関紙発行等の研修に努める。
 - 2) 企画委員会
 - ① 会員相互並びに地域の親睦をはかる。
 - ② 会員の教養を高める。
 - 3) 健全育成委員会
 - ① 児童の校外生活における安全・安心のための環境整備と指導にあたる。
 - ② 地区の諸団体と協力して、青少年の健全育成に努める。

会議開催の招集権限

- 第9条 本会の役員は、それぞれ分担して、学年委員会、専門部委員会を統括し、連絡会を招集することができる。

会則施行

- 第10条 この細則は、昭和54年5月31日より施行する。

昭和56年	4月19日一部改正する。	平成12年	3月4日一部改正する。
昭和57年	4月18日一部改正する。	平成13年	2月28日一部改正する。
昭和58年	4月17日一部改正する。	平成14年	2月20日一部改正する。
昭和62年	4月26日一部改正する。	平成16年	2月12日一部改正する。
昭和63年	4月23日一部改正する。	平成18年	3月2日一部改正する。
平成元年	4月22日一部改正する。	平成20年	3月4日一部改正する。
平成2年	4月21日一部改正する。	平成21年	2月5日一部改正する。
平成3年	4月20日一部改正する。	平成22年	2月4日一部改正する。
平成6年	4月23日一部改正する。	平成26年	3月6日一部改正する。
平成6年12月	17日一部改正する。	平成28年	1月28日一部改正する。
平成8年	3月16日一部改正する。		

仙台市立吉成小学校 P T A 事務規程

第 1 条 この規程は、吉成小学校 P T A 会則および同細則^{じゅんきよ}に準拠して、この会の処理について定めるものとする。

事務局

第 2 条 事務局^{ぶんしやう}の分掌事項は、次のとおりとする。

- 1 会議及び庶務に関すること。
- 2 表彰等に関すること。
- 3 会長印に関すること。
- 4 文章の収発、整理保管に関すること。
- 5 各委員会等の連絡調整に関すること。
- 6 経理等に関すること。
- 7 その他の各委員会等に属さない事項に関すること。

第 3 条 この会の事務局に、次の書類を備えておくものとする。

- 1 会則及び同細則
- 2 諸規程
- 3 会員名簿及び役員名簿
- 4 会計帳簿、会計関係受領書及び予算書、決算書
- 5 年間事業計画書
- 6 備品台帳
- 7 総会、役員会、運営委員会議事録
- 8 表彰者名簿
- 9 会報その他貴重な刊行物
- 10 その他、必要な書類

第 4 条 この会の事務長は、前 3 条に揚げた書類の作成、整理保管のために、事務次長、庶務、会計の協力のもとに、その責にあたらなければならない。

運営委員会

第 5 条 この会の定例運営委員会は、原則として每学期 3 回開くものとする。

表彰

第 6 条 この会の表彰基準は次のとおりとし、該当者は運営委員会で認定する。

- 1 表彰対象者は、学校教育ならびに P T A の刷新振興に関して、功績が顕著である者とする。
- 2 表彰者には、表彰状または感謝状を贈呈する。
- 3 表彰者は、表彰者名簿に記載し、永くこれを保存する。
- 4 表彰は、新年度会長が行い、表彰に関する事項は事務局が行う。ただし、校長と会長が連名で表彰することができる。

第 7 条 この会は、会に功績のあった会員外の個人及び団体に対し、前条に準じて謝意を表することができる。

支給

第 8 条 この会の会員が、研修会その他の集会や行事に、この会を代表して出席もしくは派遣されたときには、交通費、宿泊費の実費及び日当を支給する。

慶弔

第 9 条 この会は、会員及び児童の慶弔に対し次の各号によって慶弔見舞いの意を表するものとする。

- 1 会員が死亡したとき。 香典 (1 万円)、弔電、生花
- 2 児童が死亡したとき。 香典 (1 万円)、弔電、生花
- 3 会員である教師、職員が結婚したとき。 ご祝儀 (1 万円)、祝電

